

別表1 給料表（第5条関係）

職務の 級号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	143,669	194,145	230,616	263,965
2	145,986	197,772	233,740	267,692
3	148,203	201,197	236,863	271,622
4	150,419	204,824	240,087	275,450
5	152,636	208,351	243,009	279,682
6	155,356	211,978	246,132	283,812
7	157,976	215,202	249,054	287,842
8	160,998	218,728	251,875	291,973
9	163,920	222,254	254,796	295,902
10	166,942	225,579	258,222	300,033
11	169,864	228,702	261,647	304,063
12	175,204	232,027	265,174	308,194
13	180,544	234,848	268,901	312,022
14	183,969	237,770	272,629	316,153
15	187,193	240,389	276,155	319,982
16	190,820	242,606	279,984	324,112
17	194,145	245,124	283,309	327,538
18	197,167	247,542	287,036	331,467
19	199,988	249,759	290,563	335,497
20	202,608	252,580	294,089	339,426
21	205,227	255,502	297,514	343,255
22	207,847	258,323	300,738	346,983
23	210,366	260,841	303,962	350,408
24	212,985	263,562	307,287	353,330
25	215,403	266,080	310,007	356,453
26	217,519	268,498	313,030	358,468
27	219,735	270,816	316,254	360,382
28	221,650	273,234	319,478	362,397
29	223,161	275,551	322,500	364,412
30	224,874	277,465	324,918	365,823
31	226,486	279,682	326,833	366,931
32	228,299	281,596	328,545	368,241
33	229,911	283,208	330,258	369,248
34	231,624	284,820	331,366	370,659
35	233,437	286,734	332,978	371,666
36	234,747	288,346	334,389	372,976
37	236,359	289,958	335,598	
38	237,770		336,706	
39	239,079			
40	240,691			
41	242,001			
42	243,412			
43	244,721			
44	246,132			
45	247,442			

別表 2

職 種	等級別
施設長及び施設長補佐の職務にある者	4 級
上級の職務にある者（主任、主任保育士等）	3 級
上級の職務にある者（副主任、副主任保育士等）	2 級
一般の職務にある者 （指導員、保育士、栄養士、調理員、事務員、用務員等）	1 級

別表 3 初任給基準表（第 6 条関係）

大 学 卒	1 級 5 号給
短 大 卒	1 級 3 号給
高 校 卒	1 級 1 号給

【他免許等資格区分及び経験年数等の初任給等級に付加する加算について】

- ・ 初任給における経験換算の号給加算は、1 級 1 3 号給を上限とする。
- ・ 経験年数は稼働月単位で計算するが、それぞれの職種年数換算及び最終年数換算で 1 年未満の端数（月数）は切り捨てる。
- ・ 保育士として採用する場合は、民間施設給与等改善費の対象者である常勤職員としての稼働期間の換算率を 8 割とし、臨時職員（パートを含む）期間並びに民間施設給与等改善費の非対象稼働期間の換算率を 5 割とする。
- ・ 保育士以外の職種（事務職等）で採用する場合であっても、職務を遂行するうえで有効な資格を有し、その資格を活用した稼働期間の換算率は 5 割とする。

別表4 休職期間等換算表（第8条関係）

休 職 等 の 期 間	換算率
就業規則第11条第1項第1号に規定する業務上の負傷又は疾病若しくは通勤途上の負傷による休職の期間	3 / 3 以下
就業規則第11条第1項第3号に規定する水難、火災、その他の災害により生死不明又は所在不明のため休職する期間	
社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会職員の育児・介護休業等に関する規則第8条に規定する介護休暇の期間	1 / 2 以下
就業規則第11条第1項第4号に規定する起訴されたことによる休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下
就業規則第11条第1項第5号に規定する特別な事情による休職の期間	

別表5 退職金の支払時期、支払方法及び算出方法（第29第2項条関係）

区 分	秋田県民間社会事業 福利協会退職金	社会福祉施設職員等 退職手当共済法
退職金 支払時期	退職してから14日以内に 請求書を福利協会へ提出 提出後約2～3ヶ月以内	福祉医療機構に退職関係書類提出 提出後約3ヶ月以内 (請求有効期限5年)
退職金 支払方法	退職金給付資金は事業主に給付 され、その後本人の預金口座へ 振り込み	本人の預金口座へ振り込み
退職金 算出方法	拠出金を納入した全加入機関平 均基準給×財団法人秋田県民間 社会事業福利協会退職金年金規 程（別表2）に定める支給率	社会福祉施設職員等退職手当共済法 第8条による

別表 6 秋田わかばハイムにおける処遇改善手当Ⅱに係る職務規準

(第15条の2関係)

支給対象職員	業 務 内 容	要 履修研修	職種別 支給基準額
夜間業務を担う 職員	直接親子への夜間を含む業務を 担う職員		6,000円
個別対応職員 心理療法担当職員 調理員(各1名ずつ)	リーダー的業務を担う職員		6,000円
母子支援員リーダー 少年指導員リーダー (各1名ずつ)	母子支援員、少年指導員や新人 職員への指導・教育(スーパーハイ ズ)や児童に対する自立支援 計画(案)の作成を行うリーダー 職員	中堅職員 相当向け の研修	18,000円
主任母子支援員 (中級) (1名)	母子支援員リーダーや少年指導 員リーダーに対するマネーজে メントや児童のケアに対する助言 等を行う職員		40,000円
主任母子支援員 (上級) (1名)	母子の自立支援計画の進捗状況 の把握、見直し等ケースマネー ジメントとその進行管理等を 行う職員	上級職員 相当向け の研修	6,000円

※1 対象研修：専門性の向上を目的とする研修(各研修：概ね各6時間以上)

- ① チームケアの理解
- ② 新任職員等への指導・教育(スーパーハイズ)の方法
- ③ チームリーダーとしての職場の問題解決
- ④ 母子支援員リーダー等への指導・教育(スーパーハイズ)の方法
- ⑤ 新任職員等へのメンタルヘルスに関すること
- ⑥ 施設の管理・運営(マネジメント)に関すること
- ⑦ 職員への指導・教育(スーパーハイズ)の方法
- ⑧ 職員へのメンタルヘルスとその対応に関すること

別表7 保育園における処遇改善手当Ⅱに係る職務規準

(第15条の2関係)

役職(国)	職務内容	対象職種(法人上)
副主任保育士	保育業務及び保育士等の管理、育成を担うもの	主任保育士 副主任保育士
専門リーダー	専門的な知識や経験を活かして保育士等に助言、指導するリーダー的な役割を担うもの	上記を除く保育園職員 (施設長、施設長補佐を除く)
分野別リーダー	専門リーダーの下に位置付けられ、副主任保育士、専門リーダーを補佐し、若手保育士等におけるリーダー的な役割を担うもの	

※1 履修が必要な分野別研修(1分野につき15時間程度)

- ①乳児保育 ②幼児保育 ③障害児保育 ④食育・アレルギー対応
 ⑤保健衛生・安全対策 ⑥保護者支援・子育て支援
 ⑦保育実践 ⑧マネジメント